

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成30年1月18日(2018.1.18)

【公表番号】特表2016-539471(P2016-539471A)

【公表日】平成28年12月15日(2016.12.15)

【年通号数】公開・登録公報2016-068

【出願番号】特願2016-533652(P2016-533652)

【国際特許分類】

H 01 R 13/64 (2006.01)

H 01 R 13/639 (2006.01)

【F I】

H 01 R 13/64

H 01 R 13/639 Z

【手続補正書】

【提出日】平成29年12月4日(2017.12.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

- プラグインタフェース(20)を有する第1の壁(12)であって、前記プラグインタフェースは複数のプラグピン(22)及び前記プラグピンを取り囲むカラー(24)を備え、前記カラーは外被面を有する、第1の壁(12)；

- ソケットインタフェース(30)を有する第2の壁(14)であって、前記ソケットインタフェースは、隣接する電気モジュールのプラグピンを受承するよう適合された複数のソケット孔(32)を有するソケット先端(34)を備え、前記ソケット先端(34)は、前記第2の壁に設けられ、かつ隣接する電気モジュールのカラーを受承するよう適合された、ソケットキャビティ(38)によって取り囲まれる、第2の壁(14)を備える、電気モジュール(10)であって、

- 前記プラグインタフェース(20)は、対応する前記電気モジュールの前記ソケットインタフェースに接続されるよう適合され、前記ソケットインタフェース(30)は、対応する前記電気モジュールの前記プラグインタフェースに接続されるよう適合される電気モジュール(10)において、

前記電気モジュールは、前記カラー(24)の前記外被面上に設けられた、湾曲したスロープ(24b)を特徴とし、

前記スロープ(24b)は、前記第1の壁(12)に近接しているほどより急峻になるスロープを備える、電気モジュール(10)。

【請求項2】

前記カラー(24)は第1のロック手段(26)を備え、

前記ソケット先端(34)は第2のロック手段(36)を備え、

前記第1のロック手段は、対応する前記モジュールの前記ソケット先端の前記第2のロック手段に係合するよう適合された嵌合プラグコネクタの前記第2のロック手段に係合するよう適合される、請求項1に記載の電気モジュール(10)。

【請求項3】

カラー段差(24c)が前記カラー(24)の最内側部分に設けられ、

前記カラーの外周は前記モジュールの軸方向延長部において一定であり、

ソケットキャビティ段差（38b）が前記ソケットキャビティの最外側部分に設けられる、請求項1～2のいずれか1項に記載の電気モジュール（10）。

【請求項4】

前記ソケットキャビティ段差（38b）は、前記カラー段差（24c）より短い、請求項3に記載の電気モジュール（10）。

【請求項5】

前記プラグピン（22）は、好ましくはグランド用の1つの中央プラグピン（22a）及び各電気相用の2つの相プラグピン（22b）を備え、

前記ソケット孔（32）は、好ましくはグランド用の1つの中央ソケット孔（32a）及び各電気相用の2つの相ソケット孔（32b）を備える、請求項1～4のいずれか1項に記載の電気モジュール（10）。

【請求項6】

前記モジュール（10）の底部は、前記ソケット先端（34）と位置合わせされた開口部（19）を備える、請求項1～5のいずれか1項に記載の電気モジュール（10）。

【請求項7】

前記電気モジュール（10）の上側は、好ましくは標準的な家庭用電気ソケット、スイッチ又はディスプレイである、電気デバイス（16）を備える、請求項1～6のいずれか1項に記載の電気モジュール（10）。

【請求項8】

前記第1及び第2の壁（12、14）は、前記電気モジュール（10）の各側に設けられる、請求項1～7のいずれか1項に記載の電気モジュール（10）。